

2022年3月10日

お客さま各位

東海労働金庫

【再掲】キャッシュカードによるATM取引の一部利用制限
～お客さまの大切な預金をお守りするための取り組み～

日頃は、東海労働金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、昨今お客さまから言葉巧みにキャッシュカードをだまし取る「カードすり替え型詐欺」が多発しています。

当金庫では、お客さまの詐欺被害の拡大防止を目的として、既に実施済のお振込み制限に加え、2022年3月1日（火）より、一定の条件に該当するお客さまのATMでの現金のお引き出しを一部制限させていただきました。

対象となるお客さまにはご不便をおかけしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みとして、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ 当金庫が行う70歳以上のお客さまのATMでの一部制限内容は、以下の通りです。

	現金お引き出し制限内容	お振込み制限内容
対象となるお客さま	70歳以上のお客さまで、過去1年間（12ヶ月）に当金庫キャッシュカードによるATM（他金融機関を含む）での現金のお引き出しがないお客さま	70歳以上のお客さまで、過去1年間（12ヶ月）に当金庫キャッシュカードによるATMでのお振込みがないお客さま
取引制限内容	20万円を超えるお引き出し	20万円以上のお振込み
取引制限の開始日	2022年3月1日	2019年12月1日

○ 対象となるお客さまで、取引制限を超えるATMでの取引をご希望の場合は、「当該口座のキャッシュカード」と「本人確認書類」をご準備いただき、平日の営業時間内にお近くの営業店窓口へお申し出ください。

以上